

2021年11月10日

分会運営ガイドブック v1.03



岐阜市身体障害者福祉協会事務局

岐阜市身体障害者福祉協会 分会運営ガイドブック

目 次

1	分会とは	1
2	分会の運営について	4
3	分会総会	
	(1) 記載例	
	① 開催案内	11
	② 総会次第	12
	③ 事業報告	13
	④ 収支決算	14
	⑤ 事業計画	15
	⑥ 予算書	16
	⑦ 分会規約	17
	(2) 様式	
	役員名簿	20
	役員等異動届	21
4	会員名簿及び会費の徴収	22
5	慶弔規程	24
6	地区指導費助成要綱	26
7	金婚慶祝実施要綱	28
8	表彰規程	30
9	市協会運営に対する意見等	32
10	よくある質問	35

1 分会とは

(1) 二つの組織に加入する分会

昭和25年4月に、身体障害者福祉法が施行され、県福祉事務所の指導のもと、障害福祉施策は進められていました。同時期に県内の身体障害者及び傷痍軍人が任意団体を作り、県協会の構成団体としての活動、国に対して要望活動を行ってきました。

昭和31年に岐阜市は、会員数が多いので、岐阜1支部から岐阜8支部と市内を8ブロックに分けた支部体制になりました。(岐阜9支部はS47年岐阜市と合併)

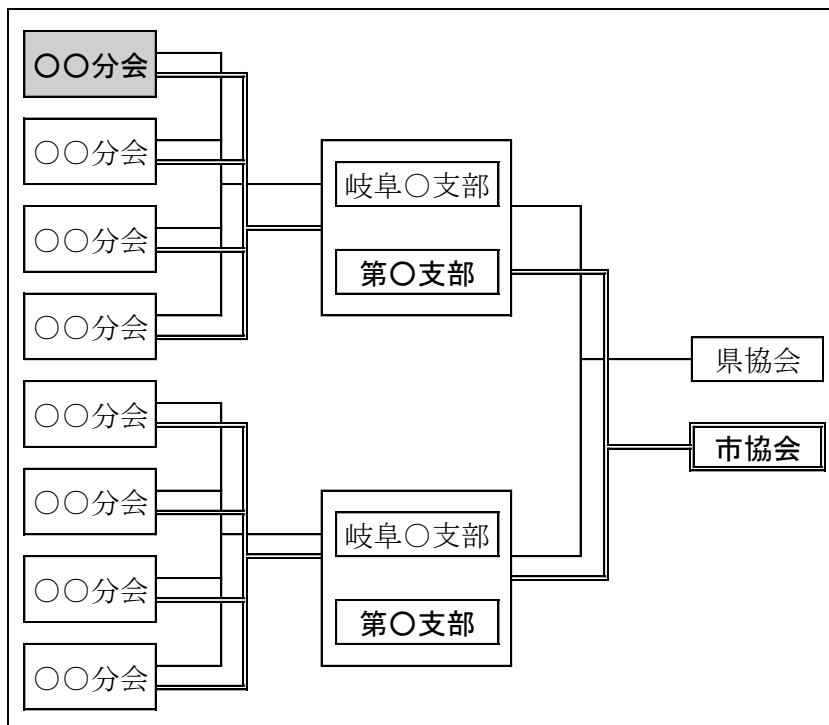
また、当時岐阜市身体障害者福祉協会は、県身障協会の岐阜市内の8支部及び県傷痍軍人会の同8支部で「岐阜県身体障害者福祉協会・岐阜県傷痍軍人会岐阜市連合会」を結成し活動していましたが、平成27年3月に岐阜市傷痍軍人会が解散となり、それに合わせて同年5月に、岐阜県身体障害者福祉協会・岐阜県傷痍軍人会岐阜市連合会が解消されました。

現在の岐阜1～9支部は、岐阜県身体障害者福祉協会の構成支部の1つとして独立した任意団体であり、その支部を構成する分会もまた岐阜県身体障害者福祉協会の構成分会の1つであります。

一方、岐阜市身体障害者福祉協会も構成組織として、第1支部から第9支部、その支部の構成組織としての各分会を組織しています。

そこで分会は、岐阜県身体障害者福祉協会岐阜〇支部及び岐阜市身体障害者福祉協会第〇支部の2つの組織に所属し、活動しています。

また、県協会は、岐阜1支部から岐阜9支部を岐阜Aブロックとし、ブロック長が取りまとめをしています。



このように1つの分会が、岐阜県身体障害者福祉協会と岐阜市身体障害者福祉協会の2つの団体に加入しています。

市協会と県協会は別団体ですので又市協会は県協会の下部団体ではありません。

県協会事業等についての必要な情報はブロック長又は支部長にお尋ねください。

(2) 岐阜市身体障害者福祉協会の組織としての分会

岐阜市内には、50の分会があり、各分会では、分会長を中心に会員の皆様と親睦や融和を図るため、様々な活動を行っています。

また、分会は障害者活動の基本でありますので、魅力ある分会活動を行っていただきたい。会員・その家族から、さまざまな問題点・疑問点を提起していただき、分会で解決できない問題や課題については、支部で、支部ではできないことを市協会で、市協会ではできないことを県協会と、補完の法則に添いそれぞれの組織単位で活動をお願いします。

分会活動が、身体障害者の福祉の増進につながります。その分会については、次の「一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会支部及び分会規程」に定められています。

○ 一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会支部及び分会規程

(趣旨)

第1条 一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会（以下「協会」という。）定款第36条の規定に基づき、支部及び分会について必要な事項を定める。

(支部)

第2条 協会の支部は、岐阜市内を別表の地域に区分し、各々を支部とする。

2 支部は、それぞれの地域におけるすべての分会をもって構成する。

3 支部には、支部長、副支部長、会計、監事及びその他必要な役員を置くことができる。

(分会)

第3条 協会の分会は、一小学校区一分会を基本とし、協会の趣旨に賛同して加盟した身体障害者団体をもって構成する。ただし、会員数及び地域の実情を検査して分会を増減できるものとし、必要に応じ分会内に班を置くことができる。

2 分会には、分会長、副分会長、会計、監事及びその他必要な役員を置くことができる。

3 新たに協会の分会になろうとするものは、入会申込書（様式第1号）に団体構成員名簿を添えてそれぞれの地域における支部長の承認を得て会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

4 分会は、それぞれの地域における支部長を経て退会届（様式第2号）を会長に提出し、理事会の承認を得て退会することができる。

(支部長会議及び分会長会議)

第4条 協会業務の連絡調整を行う必要がある場合、会長は次の会議を開催することができる。

(1) 支部長会議

(2) 分会長会議

(支部会議)

第5条 支部業務の連絡調整を行う必要がある場合、支部長はそれぞれの支部内の支部会議及び必要な会議を開催することができる。

(会員)

第6条 協会会員は、分会入会者をもって会員とする。

(経費の負担)

第7条 会員は、協会の事業活動に生じる費用に充てるため経費（以下「会費」という。）を負担しなければならない。

- 2 会費は、会員1人年額100円とする。
- 3 前項の会費は、それぞれの支部長がまとめて、毎会計年度初めから3か月以内に協会に納入するものとする。ただし、年度の途中に入会した会員の会費は、入会后3か月以内にそれぞれの支部長を通じて納入するものとする。
- 4 会員が協会を退会した場合は、すでに納入した会費は返還しない。

(支部及び分会の運用)

第8条 支部及び分会の運用は、それぞれの支部及び分会において行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、支部及び分会について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第163条に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、岐阜市身体障害者福祉協会の分会であったものが、この施行の日引き続き、分会となる場合には、第3条第3項の理事会の承認を得たものとみなす。

別表（第2条関係）

支部	地域（分会）
第1支部	長良、長良西、長良東、鷺山、常磐、岩野田、岩野田北
第2支部	金華、京町、明德、本郷
第3支部	徹明、本荘、三里、市橋、鏡島、木ノ本
第4支部	白山、梅林、華陽
第5支部	日野、長森南、長森北、長森西、長森東、岩、芥見、芥見東、芥見南、藍川
第6支部	加納東、加納西、茜部、鶉、厚見、日置江、柳津
第7支部	島、早田、城西、則武、木田
第8支部	黒野、方県、西郷、七郷、合渡、網代
第9支部	三輪南、三輪北

様式 略

知っていますか？「ヘルプカード」

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載され、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。ヘルプマークと併せてぜひご活用ください。

[配布場所]

岐阜市障がい福祉課、岐阜県庁障害福祉課
障がい者総合相談センター

<p>支援・配慮をお願いします</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 耳が不自由なので、筆談をお願いします。 <input type="checkbox"/> 大声や早口が苦手です。 <input type="checkbox"/> バスや電車で席を譲ってください。 <input type="checkbox"/> 発作が出たら、薬を飲ませてください。 <input type="checkbox"/> 薬は黄色いポーチの中にあります。 <input type="checkbox"/> ○○にアレルギーがあります。 	<p>あなたの支援が必要です。</p> <p>ヘルプカード</p> <p>岐阜県</p> <p>発行：健康福祉部障害福祉課</p>
<p>わたしのこと 【記入日：R3年 4月 1日】</p> <p>氏名： 岐阜 太郎 血液型： A型</p> <p>生年月日： H8年4月1日 ☎： 058-123-4567</p> <p>住所： 岐阜市萩田南2-1-1</p> <p>障がい/病名： 聴覚：言語障がい、統合失調症</p> <p>症状： 音が聞こえにくい、疲れやすい</p> <p>処方薬： △△△1錠 夕食後</p>	<p>緊急連絡先</p> <p>氏名： 岐阜 花子 本人との関係： 母</p> <p>住所： 岐阜市萩田南2-1-1</p> <p>☎： 090-1234-5678</p> <p>かかりつけ医療機関</p> <p>病院名： 萩田病院 主治医： □□</p> <p>住所： 岐阜市□□□町□-□-□</p> <p>☎： 058-□□-□□□□</p>

2 分会の運営について

岐阜市身体障害者福祉協会は、平成30年4月11日に一般財団法人へ移行しました。支部・分会は任意団体として残りますが、組織の運営はそれぞれの支部・分会で行いますのでいくつかのお願いを記載しました。

(1) 分会長としての6つの心がけ

分会は、障がいのある人で構成された組織です。その代表である分会長の役割は大変重要です。

分会内の活動を進めていく上で、分会長のみなさんは下記のようなことを心がけているようです。

① 自分の行動や言動には責任を持つ

分会活動は自発的な活動です。仕方なく引き受けたとしても、一旦引き受けたら責任を持ってやり遂げましょう。

② プライバシーは必ず守る

会員の秘密やプライバシーを知る機会も増えてきます。興味本位に口外することなく、秘密やプライバシーは絶対に守りましょう。

③ 一人で抱えずに、みんなで分担する

自分一人で抱え込まずに、みんなで仕事を分担することが大切です。それぞれの得意分野でお互いに仕事を分担し合いましょう。

④ 幅広い会員参加のための工夫をする

分会活動には、会員の総意が常に反映されなければなりません。多くの会員の参加を得るために、時にアンケートを行い会員のニーズや関心をつかみ、創意工夫に努めましょう。

⑤ 相手の立場や考え方を尊重

分会活動を進める上で、何よりも民主的な運営が求められます。会員の一人ひとりが十分に話し合い、お互いを認め合い、理解し合った上での活動を心がけましょう。

⑥ 地域住民とのコミュニケーションを大切にする

健常者も障害のある方に対する考え方を持っています。その考え方を聴いたり、地域住民の意見を聞くことにより改めて分会活動を見直す機会が得られます。

(2) 気を付けたい「個人情報の取り扱い」

ア 個人情報の収集

会員の情報を集めたり、名簿を作成することは、分会が活動を行う上で重要な作業です。しかし、これらは「個人情報」なので、取り扱いを誤ると作った名簿が悪用されるなど、会員の権利や利益を侵害することになりかねません。次の点に十分な注意が必要です。

① 個人情報を集める時は、利用目的を明確にし、集めた情報は目的以外に使わない

例えば…会員名簿を、自治会等行事の案内に使ってはいけません。

- ② 本人の同意なしに、個人情報をはかの人には渡さない
例えば…協会の会員用に作った名簿を、本人の同意なしに、協会以外の人に渡してはいけません。
- ③ 個人情報が書かれているものを、不用意に多くの人を持たない
例えば…障害者の安否確認のための情報を、町内に住む人全員が持つ必要はありません。保管場所や持っている人を決めることで、みんなの信頼が得られ安心感が生まれます。

イ「個人情報保護法」と分会

各分会が会員の名簿を作ることは、市協会個人情報保護規程において協会の役員もこの規程の対象としておりますし、個人情報がプライバシーにかかわる大切なものであることに変わりはないので、会員名簿についても、以下の点に十分留意して、慎重に取り扱ってください。

- ① あらかじめ情報の利用目的を特定し、目的の範囲内だけで個人情報を取り扱う。
- ② 個人情報は適切な方法で取得し、取得の際は本人に対して利用目的を通知、公表する。
- ③ 個人データは、正確かつ最新の内容を保つように努め、安全管理措置を講じる。
- ④ あらかじめ本人の同意がなければ、個人データを第三者に提供してはいけない。
- ⑤ 個人データの利用目的を本人が知ることができる状態にしておき、本人の求めがあれば、開示・訂正・利用停止などに応じる。
- ⑥ 苦情の処理に努め、処理体制を整備する。

以上、個人情報についてはみんなが安心し、納得できる取り扱いを心がけてください。

(3) 分会をしっかり運営していこう

多くの人々が参加する分会活動には、会員に開かれたしっかりとした組織運営が大切です。民主的な分会運営に欠かせない、基本的な内容を紹介します。

ア 規約が必要な訳は？

皆で活動するときには、どんな活動をするのか、活動費はどれくらいにするか、役割分担をどうするかなどの取り決めが必要です。

これは分会でも同じことです。会員の範囲や会費などをきちんと文章化しておくことで、会員みんなに分かりやすく開かれた運営ができ、障害者の参加が促されます。特に、新たに加入する会員は、どんな分会なのかが分かると、安心して参加できます。

また、年間の活動計画などを決める総会や役員会のルールを決めておくことで、分会長をはじめとする役員の方々も、責任を持って、運営や活動に取り組むことができます。

規約をつくり、規約に基づいた活動を行うことで、会員相互の信頼関係が生まれ、会員のだれもが活動に参加する基盤を作ることができます。

イ 規約に盛り込む内容は？

分会活動のルールとしての「規約」には、以下のようなことが盛り込まれています。

① 分会長

分会長は、分会の代表者で全体の責任者です。地域のまとめ役として、他の役員や会員がそれぞれの立場で十分に力を発揮できる環境をつくり、多くの人の関わりにより分会活動を活発にしていくことが大切です。

② 副分会長

副分会長は分会長を補佐し、分会長が不在の時などはその職務を代行します。分会長と十分連携して分会の運営を行います。

③ 書記

書記は、会議の記録やその他事務全般などを受け持ちます。改めて書記という役職を設けずに、総務的な他の役員で役割を分担している場合が多いようです。

④ 会計

会計は、分会のお金の出し入れに関する事務を行い、必要な書類を管理します。予算の適正な執行が会員の分会への信頼につながります。

⑤ 監事

監事は分会の会計や事業の実施状況をチェックします。

予算や事業の執行が会の目的に沿って、適正に進められているかどうかを確認するのが役割です。

⑥ その他の役員

分会はいくつかの班に分かれているので、そのまとめ役として班長を置く場合が多いようです。また、婦人部、青壮年部などの各分野の役員を置く場合も多くあります。

⑦ 任期

分会長の任期は、一般に「2年間」が大半を占め、「再任は妨げない」としているところが多いようです。ほかの役員も分会長の任期に準じているところが多いようです。

交代時期については、会計年度に合わせ4月1日から2年間としているところが多いです。

また、役員経験者が引き続き相談役や顧問などを引き受けたりする場合もあります。

⑧ 選出

役員は、立候補や選考委員会が候補者の選出を行った後、総会で投票や承認により決定しています。また、班から選出された班長の中から互選により役員を選出し、総会において承認するなど、様々な選出の工夫がされています。

いずれにしても、地域の状況に合った民主的なルールにより役員を選出し、会員の一人ひとりが役員の気持ちで活動に参加していくことが大切です。

⑨ 役員会

役員を中心に役員会を構成し、総会の議決に従って会を運営していきます。

そのほか、地域の実情に応じて班長会や専門部会などの会議があります。

役員会や会議を行った時は、開催日時や場所、出席者、議事の経過・議決事項などを記載した議事録を作成しておきましょう。

ウ 1年間のスケジュールを決めよう

分会の運営や活動を確実に進めるには、財政の確立が大切です。

分会活動の方針となる事業計画と予算の編成・執行、決算を行い、適切な財政管理をしていきましょう。

① 事業計画

事業計画は、分会活動をどのように進め、今後の活動をどうしていくかを具体的に示すものです。また、会員が活動の目的や内容を共有し、連帯して取り組むためにも必要なものです。そのため、事業計画の策定にあたっては、できるかぎり多くの意見を聴き、みんなが参加できる事業内容や実施方法を工夫するなどの配慮が必要です。

② 予算・決算

予算は事業計画に基づいて編成します。

予算は、会員から集めた大切な会費の使い道を示したもので、会員の納得が得られるように、正確で分かりやすい内容に作りましょう。

決算は1年間の収支を明らかにするもので、会計年度が終了した時には、ただちに決算書を作成します。決算書には証拠書類や預金通帳などを添えて監査を受け、総会に報告して承認を得なければなりません。

③ 会計

会計は、分会活動に伴う収入・支出を管理し、帳簿に記録するとともに、領収書などの証拠書類を整理・保管します。また、現金や預金通帳の管理なども行います。従って、会計の仕事には正確性が求められます。

期間は、4月1日から翌年3月31日に設定している分会が多いようです。

④ 監査

監事は、予算や事業の執行状況について監査を行い、その結果を総会に報告します。監査は、会の目的に沿って事業が進められているかどうかを確認するためのものです。

監査の中で、不適切な会計処理の問題などがあれば、その改善方法について口頭または文書により、総会などで勧告することになります。

★監査の留意点は…

- ・帳簿や決算書の額に記入や計算の誤りはないか。
- ・帳簿や決算書の額と領収書などの証拠書類の額は一致しているか。
- ・領収書などの証拠書類はすべて揃っているか。
- ・決算書の収入・支出の差引残高（繰越）は現金及び通帳残高等と一致しているか。

(4) 適正な会計処理を心がけよう

分会の活動にはお金が必要です。

収入の中心は、会員の皆さんが納めた大切なお金（会費）です。

皆さんが納得いく、分かりやすい適正な会計事務を進めていくことが必要です。

ア 収入処理の手順

分会の収入は、会費が主要な財源です。その他に自治会からの助成金や寄付金などで賄われています。

- ① 収入科目ごとに帳簿を整理し、収入の明細（収入年月日、金額、収入先、単価、人数など）を記入します。
- ② 収入の証拠書類を日付順に整理し、保管します。
- ③ 収入した現金は速やかに預金し、できる限り手元に現金を置かないようにしましょう。
- ④ 預金した後は、通帳の金額と帳簿に記載した金額に違いがないことを確認しましょう。

イ 支出処理の手順

分会の支出は、活動の内容で異なります。支出は、会議費、通信運搬費、消耗品費、市協会費、県協会費などに支出科目を設けて処理します。

- ① 支出科目ごとに帳簿を整理し、支出の明細（支出年月日、金額、支出先、購入品名、単価、数量など）を記入します。
- ② 支出の証拠書類（領収書など）を日付順に整理し、保管します。
- ③ 領収書等の金額と帳簿に記載した金額に違いがないことを確認しましょう。

(5) 分会総会を開催しよう

総会は、会員の総意で会の方針を決定する最高決定機関です。事業報告と決算、事業計画と予算、役員選出などの重要事項は総会に提案し、審議・議決を経ることが必要です。

■ 総会開催前の準備

① 開催通知

通知文には、会議の開催日時や場所、議題などを分かりやすく書き、開催の1ヶ月前までに、漏れなく通知しましょう。

② 定足数の確認

規約に定められた定足数に達していないと会議は開けません。会員の総数と定足数を確認しましょう。

■ 総会の手順

① 開会

司会者は、役員の中の一人（例えば副分会長）が行うのが一般的です。
定刻になって出席者数が定足数に達した場合は、ただちに開会を宣言します。

② 分会長あいさつ

開会と併せて分会長が行う場合もあります。

③ 議長選出

議長の選出には自薦と他薦があります。どちらの場合も出席者の同意を得ます。

④ 定足数の報告・総会成立の宣言

議長は、出席者数（総会出席者と委任状提出者の合計）を確認した上で、定足数に達したため総会が成立したことを宣言します。

⑤ 議事録署名人の選出

議事録には、議長のほか出席者の中から選出された2～3名の会員が署名するのが一般的です。

⑥ 議案審議

第1号議案 前年度事業報告

第2号議案 前年度決算報告（監査報告を含む）

第3号議案 新年度事業計画（案）

第4号議案 新年度予算（案）

第5号議案 役員改選

1年間の活動実績、収支状況、監査結果についてそれぞれ報告し、質疑応答を経て議決を求めます。また、第1号、第2号議案をまとめて報告した後、質疑応答を経て議決を求める場合もあります。

新年度の事業計画と予算についてそれぞれ提案説明の後、質疑応答を経て議決を求めます。また、第3号と第4号議案をまとめて説明した後、質疑応答を経て議決を求める場合もあります。

役員改選は、まず、新役員の立候補者を募りますが、立候補者がいない場合は、選考委員会などで選出した候補者を紹介し議決を求めます。

⑦ 閉会

知っていますか？「岐阜市気象・災害情報等メール配信サービス」

岐阜市内に発表される気象情報、避難指示などの避難情報、災害情報や防災行政無線で放送される行政情報などをお手持ちの携帯電話やパソコンにメールを配信するサービスです。登録用メールアドレス t-gifu-city@sg-p.jp、または右のQRコードを読み取り、URLサイトに接続後、登録用メールアドレスに「空メール」を送信すると、登録用ページが返信されます。必要な情報などの登録を行ってください。

※ 機種によっては登録できない場合があります。



(6) わたしたちの分会をチェックしてみよう

分会の『民主的な運営』や『会計の透明性の確保』を確認するにはいろいろありますが、民主的で開かれた運営のための一例を挙げましたので、チェックしてみてください。

●多くの会員の参加がありますか

- 子どもから大人まで、多くの会員が参加できるように心がけている。
- 会員のいろいろな声を、幅広く取り入れている。
- 活動に応じて、みんなで役割を分担している。
- 役員には女性も含まれ、活動を活性化している。
- 役員は幅広い世代で構成され、活動を活性化している。
- 全会員には行事等の案内文が渡っている。

●民主的な運営をしていますか

- 会議や組織は、規約でしっかり明示している。
- 役員（会長、副会長、会計など）は、総会で選んでいる。
- 事業計画や予算、決算などは、総会で決定している。
- 総会や役員会などを定期的で開催している。

●会計の透明性を確保していますか

- 会計帳簿、通帳、領収書をきちんと整理保管し、会員に公開できるようにしている。
- 予算・決算は、できる限り詳しく、分かりやすく作成している。
- 「会計」と「監事」を置いている。
- 会費の徴収時に、領収書を発行している。
- 会費の額や徴収方法は、規約で明示している。
- 会費を徴収した場合、速やかに銀行口座に預けている。
- 立替払いの場合、直接本人に対して精算を行っている。
- 監査は、身内の甘さを排除し適切に行っている。
- 支出金については、もれなく記帳し領収書を徴収している。
- 支出金は、会員が納得する金額及び支出目的である。

☆ 役員会(班長会)を開催しよう！

市・県協会から会員への文書案内等の流れを示します。

協会 → 支部長 → 分会長 → 班長 → 会員

多くの分会ではこのようにして会員へ文書が配布されますが、会員数分の文書を用意できない場合は、市・県協会から支部長へ文書で案内等を送付します。

支部長は、役員会(分会長会議)で分会長へ伝達することとなります。

分会長は、役員会(班長会議)を開催し班長へと伝達し、班長から会員の皆様に情報が伝達されることとなります。班長を通じ会員とのコミュニケーションもできますので、随時に役員会を開催されることをお勧めします。

3 分会総会

(1) 総会開催案内記載例

令和〇年〇月吉日

会 員 各 位

岐阜市身体障害者福祉協会
第〇支部〇〇分会長
〇 〇 〇 〇

第〇支部〇〇分会総会の開催について

〇〇の候、会員の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は身障者の福祉向上に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、岐阜市身体障害者福祉協会第〇支部〇〇分会総会を下記のとおり開催しますの
で、会員の方、ご家族の方又は障害者活動に関心のある方はご出席くださいますようご
案内申し上げます。

記

日 時 令和〇年〇月〇〇（〇）午前10時から
場 所 〇〇公民館
議 題 令和〇年度事業報告及び決算
令和〇年度事業計画及び予算
その他

-----キ-----リ-----ト-----リ-----
※〇〇月〇〇日までに△△△へ提出してください

〇〇分会総会に、 出席 欠席

地区名 _____

住所 _____

氏名 _____ 電話 _____

(2) 総会会議次第記載例

令和○年度岐阜市身体障害者福祉協会第○支部○○分会総会

日時 令和○年○月○日（○）午後1時から
場所 岐阜市○○公民館 1階 ○会議室

会 議 次 第

1 開会のことば

2 物故者に対し黙とう

3 分会長あいさつ

4 来賓祝辞

5 議事

第1号議案 令和○年度○○分会事業報告について

第2号議案 令和○年度○○分会会計報告について

第3号議案 令和△年度○○分会事業計画（案）について

第4号議案 令和△年度○○分会事業予算（案）について

6 その他

7 閉会のことば

(3) 事業報告書記載例

第1号議案 令和〇年度〇〇分会事業報告について				
令和〇年度 〇〇分会事業報告				
月・日	行 事 名	開催場所等	参加者等	
4	10日(火)	婦人の会研修旅行	掛川市日帰り	2人
	21日(土)	〇〇分会役員会	〇〇公民館	8人
5	20日(日)	第〇支部総会	△△コミセン	10人
	27日(日)	〇〇分会総会	〇〇公民館	20人
6	24日(日)	県青壮年部研修事業		青壮年部長
7	1日(日)	県身 市協会の行事表を活用し、分会の行事参加者等を記載して事業報告とすることも可		3人
	8日(日)	青壮		2人
	17日(火)	相談員研修会、相談員協議会総会	市役所(大会議室)	相談員2人
	18日(木) ~19日(金)	県身体障害者婦人の会研修会	かんぽの宿恵那	婦人部長
8	8日(水)	県身体障害者相談員研究大会	羽島市	相談員1人
	19日(日)	会員研修旅行	甲州桃狩り	8人
	30日(木)	ソフトボール交流大会	旦那島球場	青壮年部2人
9	2日(日)	岐阜市身体障害者福祉大会	ぎふ清流文化プラザ	12人
	27日(木)	鶺鴒を見る会	長良川	4人
10	28日(日)	岐阜地区身体障害者体育大会	岐南中学校	3人
11	10日(土)	なかよし運動会	東部体育館	4人
12	16日(日)	岐阜県身体障害者福祉大会	岐阜市民会館	2人
	24日(月)	青壮年部懇親会	シダックス	青壮年部2人
1	23日(水)	第2回相談員研修会	市役所(大会議室)	相談員2人
	26日(土)	市協会新年役員会	十八楼	分会長
	27日(日)	新春 麻雀・囲碁・将棋等大会	市橋コミセン	
2	23日(土) ~24日(日)	相談員研修旅行(1泊2日)	伊豆伊東温泉	相談員1人
3	22日(金)	分会長会議	市民福祉活動センター	分会長

(4) 収支決算書記載例

第2号議案 令和〇年度〇〇分会収支決算について				
岐阜市身体障害者福祉協会第〇支部 〇〇分会 令和〇年度 収支決算書				
収入の部				単位:円
科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
前年度繰越金	150,000	150,000	0	
1 自動販売機収入	30,000	36,000	△ 6,000	〇〇体育館1台
2 分会費収入	24,000	24,000	0	@1,200×20人
3 社協助成金	10,000	10,000	0	
4 市協会助成金	14,000	14,000	0	総会開催助成金
5 参加負担金	45,000	42,000	3,000	研修旅行8人、鶺鴒4人
6 自治会助成金	20,000	20,000	0	
7 その他収入	3,000	4,000	△ 1,000	第〇支部より弔慰金@2,000×2人
8 預金利息	1,000	25	975	会員研修旅行、鶺鴒観覧の参加
収入計	297,000	300,025	△ 3,025 (a)	
支出の部				単位:円
科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
1 支部会費	6,000	6,000	0	@300×20人
2 県協会負担金	10,000	10,000	0	@500×20人
3 市協会会費	2,000	2,000	0	@100×20人
4 総会開催費	30,000	28,000	2,000	〇月〇日開催、△コミセン
5 各種会議費	18,000	15,400	2,600	役員会、〇〇会議
6 催事・活動費	20,000	8,000	12,000	校区〇〇活動(飲み物代)
7 活動費助成	16,000	16,000	0	分会長、婦人の会活動費
8 出席者助成金	8,000	8,000	0	〇〇大会 △人分
9 参加負担金	45,000	42,000	3,000	研修旅行8人、鶺鴒4人
10 慶弔費	9,000	6,000	3,000	弔慰金@3,000×2人
11 交通費	32,000	32,000	0	班長8人
12 事務用品費	10,000	8,500	1,500	事務用品他
13 印刷費	10,000	3,600	6,400	コピー代他
14 予備費	87,000	-	87,000	
支出計	297,000	179,500	117,500 (b)	
決算収支差額		120,525 円 (a)-(b) 次年度繰越金		
監査の結果、適正であることを認め、ここにご報告いたします。				
令和〇年〇月〇〇日		監 事 〇 〇 〇 〇 ⑤		
		監 事 〇 〇 〇 〇 ⑤		

(5) 事業計画書記載例

第3号議案 令和〇年度〇〇分会事業計画（案）について

令和〇年度 〇〇分会事業計画（案）

活動方針

岐阜県及び岐阜市身体障害者福祉協会等の開催する各種行事に積極的に参加する。

月・日	行 事 名	開催場所等	参加者等
4	婦人の会研修旅行		
28日(日)	〇〇分会役員会	〇〇公民館	
5	第〇支部総会	△△コミセン	
25日(土)	〇〇分会総会	〇〇公民館	
6	23日(日) 県青壮年部研修会		年部
30日(日)	青壮年部 ボウリング大会		年部
7	7日(日) 県身体障害者囲碁・将棋大会	〇KBふれあいの会館	
	相談員研修会、相談員協議会総会	市役所（大会議室）	相談員
	県身体障害者婦人の会研修会	かんぽの宿恵那	婦人部
8	1日(木) 県身体障害者相談員研究大会	羽島市	相談員
18日(日)	会員研修旅行	上高地	
25日(日)	ソフトボール交流大会	旦ノ島球場	青壮年部
9	1日(日) 岐阜市身体障害者福祉大会	ぎふ清流文化プラザ	
25日(水)	鵜飼を見る会	長良川	
10	27日(日) 岐阜地区身体障害者体育大会	岐阜清流高等特別支援学校	
11	24日(日) なかよし運動会	ふれ愛ドーム	
12	15日(日) 岐阜県身体障害者福祉大会	岐阜市民会館	
	青壮年部懇親会	シダックス	青壮年部
1	23日(水) 第2回相談員研修会	市役所（大会議室）	相談員
25日(土)	市協会新年役員会	十八楼	分会長
26日(日)	新春麻雀・囲碁・将棋等大会	市橋コミセン	
3	分会長会議	市民福祉活動センター	分会長
	相談員研修旅行		相談員

市協会の行事表を活用し、分会の行事を追加記載して事業計画としてもよい

(6) 収支予算書記載例

第4号議案 令和〇年度〇〇分会収支予算（案）について

岐阜市身体障害者福祉協会第〇支部 〇〇分会
令和〇年度 予算書（案）

収入の部

単位：円

科 目	予算額	前年予算額	差引増減	摘 要
前年度繰越金	120,525	150,000	△ 29,475	
1 自動販売機収入	32,000	30,000	2,000	〇〇体育館1台
2 分会費収入	24,000	24,000	0	@1,200×20人
3 社協助成金	10,000	10,000	0	
4 市協会助成金	14,000	14,000	0	総会開催助成金
5 参加負担金	45,000	45,000	0	研修旅行8人、鵜飼5人
6 自治会助成金	20,000	20,000	0	
7 その他収入	4,000	3,000	1,000	第〇支部より弔慰金@2,000×2人
8 預金利息	1,000	1,000	0	
収入計	270,525	297,000	△ 26,475	

支出の部

単位：円

科 目	予算額	前年予算額	差引増減	摘 要
1 支部会費	6,000	6,000	0	@300×20人
2 県協会負担金	10,000	10,000	0	@500×20人
3 市協会会費	2,000	2,000	0	@100×20人
4 総会開催費	28,000	30,000	△ 2,000	〇月〇日開催、△コミセン
5 各種会議費	18,000	18,000	0	役員会、〇〇会議
6 催事・活動費	10,000	20,000	△ 10,000	校区〇〇活動(飲み物代)
7 活動費助成	16,000	16,000	0	分会長、婦人の会活動費
8 出席者助成金	8,000	8,000	0	〇〇大会 △人分
9 参加負担金	45,000	45,000	0	研修旅行8人、鵜飼5人
10 慶弔費	6,000	9,000	△ 3,000	弔慰金@3,000×2人
11 交通費	32,000	32,000	0	班長8人
12 事務用品費	10,000	10,000	0	事務用品他
13 印刷費	10,000	10,000	0	コピー代他
14 予備費	75,525	87,000	△ 11,475	
支出計	270,525	297,000	△ 26,475	

(7) 分会規約記載例

岐阜市身体障害者福祉協会第〇支部〇〇分会規約（見本）

制定 令和〇年〇月〇日

（名称）

第1条 本会は、岐阜市身体障害者福祉協会第〇支部〇〇分会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を分会長宅に置く。

（組織）

第3条 本会に、各班を置く。

2 本会に、18歳から59歳までの会員で構成する青壮年部を置く。

3 本会に、女性会員、身体障害者の妻及び母親並びに姉妹で構成する婦人部を置く。

（目的）

第4条 本会は、岐阜市身体障害者福祉協会第〇支部、岐阜市身体障害者福祉協会及び岐阜県身体障害者福祉協会と連携して、〇〇地域に在住する身体障害者の福祉のため寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会の目的達成のため次の諸活動を行う。

（1） 会員の自立支援と社会経済活動への参加促進

（2） 身体障害者に対する日常的な相談、指導等業務活動の推進

（3） 岐阜市身体障害者福祉協会及び岐阜県身体障害者福祉協会実施事業に対する参加及び協力

（4） その他本会の目的達成上必要と認める諸活動

（事業年度）

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

（会員）

第7条 本会会員は、分会（〇〇地域）内に居住している者のうち、身体障害者手帳を所持する者及び身体障害者の妻、母親又は姉妹でかつ会費を納入した者をもって会員とする。

（会費）

第8条 本会会費は、年額〇,〇〇〇円とし、会員は会費を毎年納入するものとする。

2 年会費のうち、岐阜市身体障害者福祉協会第〇支部費に〇〇〇円、岐阜市身体障害者福祉協会費に100円、岐阜県身体障害者福祉協会費に500円を充てる。

3 年度の途中で入会した会員のうち、1月以降の入会者については、会費を減額することができる。

4 会員が本会を脱会した場合は、すでに納入した会費は返還しない。

（入会及び退会）

第9条 会員の入会及び退会は、分会長において行うものとする。

（財産の種類）

第10条 本会の財産は、次の各号をもつて構成する。

（1） 寄附金品

（2） 会費収入

（3） その他の収入

（財産の管理）

第 11 条 本会の財産の管理は、会計が行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 12 条 本会の事業計画及び収支予算については、分会総会で決する。

(事業報告及び決算)

第 13 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、分会総会において承認を得るものとする。

(剰余金)

第 14 条 年度末において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(役員)

第 15 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 分会長 1名
- (2) 副分会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 婦人部長 1名
- (6) 青壮年部長 1名
- (7) 班長 若干名

(役員を選任)

第 16 条 役員は、役員会において選任し、分会総会において承認を受けるものとする。

2 前条第 1 項第 5 号、同第 6 号の役員は、それぞれの組織の代表者とする。

3 本会には、相談役を置くことができる。

(役員職務)

第 17 条 分会長は、本会を代表し、その職務を執行する。

2 副分会長は、分会長を補佐し、分会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の経理を掌理し、現金及び預金通帳を管理する。

4 監事は、予算及び事業の執行状況について監査を行い、その結果を総会に報告する。

5 婦人部長は、婦人部を代表し、その職務を執行する。

6 青壮年部長は、青壮年部を代表し、その職務を執行する。

7 班長は、分会長の命を受けて班を掌理する。

(役員任期)

第 18 条 役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後も後任者の就任するまで、その職務を行うものとする。

(役員会)

第 19 条 役員会は、必要に応じ分会長が招集する。

2 役員会の議長は、分会長がこれにあたる。

3 役員会の審議事項は、役員過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 役員は、委任状その他の代理権を証明する書面を分会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前 3 項の規定の適用については、役員会に出席したものとみなす。

(総会)

第 20 条 分会総会は、年 1 回開催する。ただし分会長が必要と認めるとき臨時分会総会を開催することができる。

2 分会総会の議長は、分会長がこれにあたる。

3 分会総会の審議事項は、会員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を分会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前 3 項の規定の適用については分会総会に出席したものとみなす。

5 役員会において、分会総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 3 項の出席した会員の議決権の数に算入する。

(書面会議)

第 21 条 特別の事情があるときは、役員会及び分会総会の審議事項に対する意見を書面で求め、役員会及び分会総会に代えることができる。

2 書面会議での定数及び議決は、役員会は役員、分会総会は会員のそれぞれ過半数が書面提出し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(青壮年部)

第 22 条 青壮年部は、会員相互の修養、親睦及び福利厚生を図るとともに次代を担う青壮年の立場を自覚し、県協会の目的及び事業遂行に積極的に協力し、合わせて社会的文化的向上に努める。

(婦人部)

第 23 条 婦人部は、会員相互の修養と親睦を図り、身体障害者の妻又はその家族の総合扶助により、福祉の向上と県及び市身体障害者福祉協会の婦人の会に積極的に協力する。

(費用弁償)

第 24 条 役員又は会員が職務又は行事に参加するに要する費用弁償の額は次のとおりとする。

- | | | |
|----------------------------|-----|---------|
| (1) 分会長 交通費・通信費等 | 年 | 〇, 〇〇〇円 |
| (2) 分会長を除く役員 | 年 | 〇, 〇〇〇円 |
| (3) 支部、県及び市身体障害者福祉協会主催行事参加 | 1 回 | 〇〇〇円 |
| (4) 〇〇〇・・・ | 1 回 | 〇〇〇円 |

(慶弔費)

第 25 条 会員が死亡したときの弔慰金は 1, 0 0 0 円とし、第〇支部及び岐阜市身体障害者福祉協会弔慰金と併せて支給する。

(個人情報)

第 26 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施する事業を通じ個人情報の保護に努めるものとする。

(規約の変更)

第 27 条 本規約の変更は、分会総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(委任)

第 28 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決により定める。

(施行期日)

本規約は、令和〇年〇月〇日より施行する。

(8) 様式 (役員名簿)

令和 年度 岐阜市身体障害者福祉協会 第 支部 分会役員名簿					
役職名	氏名	住所	電話(FAX)	支部役員	備考
相談役					
分会長					
副分会長					
〃					
会計					
監事					
〃					
相談員					
〃					
婦人部長					
青壮年部長					
班長					
〃					
〃					
〃					

※ 住所は岐阜市を、固定電話は市外局番を省略し、支部役員を兼任する場合は、支部役員欄に役職を記載。
分会長・婦人部長・青壮年部長に変更がある場合は、市協会に「役員等異動届」の提出(支部長から)。

(9) 様式（役員等異動届）

役員に異動があった場合、役員等異動届（支部長を通じ）を市協会事務所に提出してください。

役員等異動届

異動区分	<input type="checkbox"/> 市身体障害者福祉協会 支部長 <input type="checkbox"/> " 分会長 <input type="checkbox"/> 婦人の会 支部長 <input type="checkbox"/> " 分会長 <input type="checkbox"/> その他 () 異動される役員等に☑を入れてください。	
地区名	第 支部 分会	
新役員	氏名	
	生年月日	T・S・H 年 月 日生
	住所	〒 岐阜市
	電話	
前役員	氏名	
	住所	〒 岐阜市
異動年月日	令和 年 月 日	
異動理由	<input type="checkbox"/> 役員改選 <input type="checkbox"/> 欠員補充 <input type="checkbox"/> 辞職 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(一財)岐阜市身体障害者福祉協会 会長 様

上記のとおり役員等に異動がありましたので報告します。

令和 年 月 日

第 支部長

Ⓜ

4 会員名簿（個票）及び会費の徴収

(1) 会員名簿への記載

分会に新しく会員が加入した場合は、4枚複写となっている県協会会員名簿に必要事項を記載してください。（用紙は県協会にあります、支部長にお尋ねください。）

- 1 枚目 分会
- 2 枚目 市協会へ
- 3 枚目 支部長へ
- 4 枚目 県協会提出用ですが、現在は提出する必要はありません。

財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会会員名簿 No.									
住所					電話	<	局	>	番
ふりがな			生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	性別	男・女
氏名			Ⓜ						
職業	勤務先			電話	<	局	>	番	
身体障害者手帳	交付番号	県第	号	交付日	昭和 平成	年	月	日	(交付再交付)
	障害区分	1. 肢体（上肢・下肢・体幹） 2. 聴覚 3. 視覚 4. 内部							
	障害名			JR割引区分	1種・2種		等級	級	
福祉協会入会日	令和 平成	年	月	日	担当分会	役員名			
備考	(名簿作成日 令和 年 月 日)								

※ 備考欄に分会名を記載してください。

なお、市協会ではエクセル（表計算ソフト）で分会別会員名簿を作成しています。概ね5年ごとに更新している関係で、退会者、入会者は、手書き更新となっています。

この名簿のコピー又は名簿ファイル（EXCEL）を活用していただくことも可能です。

岐阜市身体障害者福祉協会会員名簿 第8支部

2017/3/22

番号	分会名	氏名	郵便番号	住所	TEL	生年月日	性別	手帳番号	交付日付	交付区分	等級	種別	障害区分	障害名等	入会日付	備考
021	七郷	氏名	501-1151	岐阜市 住所	058-239- TEL	生年月日	女	第 番号 号			4級		内部			H29.12.15
022	七郷	氏名		岐阜市 住所	058-234- TEL	生年月日	女	第 番号 号	H21.4.20		4級		下肢			
023	七郷	氏名	501-1142	岐阜市 住所	058-239- TEL	生年月日	男	第 番号 号	S40.11.30		4級		下肢			退会
024	七郷	氏名	501-1152	岐阜市 住所	058-234- TEL	生年月日	男	第 番号 号	H10.3.2	再交付	6級	2種	下肢			
025	七郷	氏名	501-1152	岐阜市 住所	058-234- TEL	生年月日	男	第 番号 7号	S60.5.1	再交付	2級	1種	体幹			
026	七郷	氏名	501-1152	岐阜市 住所	058-239- TEL	生年月日	男	第 番号 号			4級		下肢			
027	七郷	氏名		岐阜市 住所	058- TEL	生年月日	男	第 番号 号	H29.5.12		3級	1種	視覚			H30.7.1
028	七郷	氏名		岐阜市 住所	058- TEL	生年月日	女	第 番号 号	H10.1.29		2級	2種				H30.7.1
029	七郷															
030	七郷															
031	七郷															

(2) 会費の徴収

会費は、毎年4月1日現在の会員から徴収し、支部会費、市協会費及び県協会費については、支部長への支払いをお願いします。（市協会費及び県協会費については6月末までに支部長を通じて納入のこと）年度途中の入会も同様です。

なお、領収書は、毎年4月に県協会から支部長に渡されるのでそれを利用すると便利です。

会費の例

県協会負担金	500円
支部会費	300円 ※
分会会費	300円 ※
市協会費	100円
計	1,200円

←支部ごとに決められた額

←分会の会費

領収書の例

A4の用紙に4枚の領収書を印刷し、カッター等で切り分けて利用する例

<p style="text-align: center;">領収控</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 班 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 様 </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">¥ 1, 200円</p> <p>令和 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">令和 年度 ○○○分会費領収書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 班 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 様 </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">¥ 1, 200円</p> <p>上記正に領収しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>岐阜市身体障害者福祉協会第○支部 ○○○分会会計 ○○ ○○ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td>県協会費</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>支部会費</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>分会会費</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>市協会費</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </table>	県協会費	500円	支部会費	300円	分会会費	300円	市協会費	100円
県協会費	500円								
支部会費	300円								
分会会費	300円								
市協会費	100円								

<p style="text-align: center;">領収控</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 班 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 様 </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">¥ 1, 200円</p> <p>令和 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">令和 年度 ○○○分会費領収書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 班 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 様 </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">¥ 1, 200円</p> <p>上記正に領収しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>岐阜市身体障害者福祉協会第○支部 ○○○分会会計 ○○ ○○ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td>県協会費</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>支部会費</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>分会会費</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>市協会費</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </table>	県協会費	500円	支部会費	300円	分会会費	300円	市協会費	100円
県協会費	500円								
支部会費	300円								
分会会費	300円								
市協会費	100円								

(3~4枚目略)

5 慶弔規程

会員がお亡くなりになり、分会として死亡した会員の葬儀等に対して弔意を表した場合には、市協会から弔慰金が支払われます。市協会に請求してください。

ただし、市からの弔慰金は、一旦分会会計の収入に計上してください。

○ 一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会慶弔規程

第1条 この規程は、一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会(以下「協会」という。)役員、関係者(以下「役員等」という。)及び会員の慶弔について必要な事項を定める。

第2条 この規程において役員等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 協会の理事、評議員、支部長、分会長、顧問及び相談役
- (2) 協会婦人の会の支部長
- (3) その他会長が必要と認める者

第3条 この規程による給付の種別及び金額等は次のとおりとする。

- (1) お祝金
役員等が、社会福祉関係で厚生労働大臣表彰、褒章又は叙勲等の栄誉を受けたとき
金 10,000円
- (2) 弔慰金
ア 役員等が死亡したとき
金 5,000円及び生花1対並びに弔電により弔意を表する
イ 会員が死亡したとき
金 1,000円、ただし、支部又は分会が死亡した会員の葬儀等に対して弔意を表した場合に限る。
- (3) 病氣見舞金
役員等が疾病により、1カ月以上入院又は居宅療養を要すると認められる場合 金 3,000円
- (4) 災害見舞金
役員等が常時居住している家屋が、火災、風水害等により災害を受けたとき
ア 家屋が全焼又は全壊の場合 金 10,000円
イ 家屋が半焼又は半壊の場合 金 5,000円
ウ 家屋が床上浸水の場合 金 5,000円

第4条 慶弔事項の認定は、会長又は該当者の所属する支部長とする。

2 会長は、支部長からの報告により慶弔金等を支給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2号イについては、支部長又は分会長が弔慰金を請求するものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第163条に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

6 地区指導費助成要綱

分会活動の活性化のため、総会の開催に対して助成します。（年間 1 回のみ）

助成額は、会員 1 人あたり 3 0 0 円を助成します。

地区指導費助成金請求書に、直近の事業報告書及び決算書（1 3 ページ、1 4 ページを参考にして下さい）に会員名簿を添付して、事務局に提出してください。

○一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会地区指導費助成要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会（以下「協会」という。）の組織強化を図るため、支部及び分会並びに障害者団体（以下「支部等」という。）の事業活動を活発化するとともに、組織の拡大を推進し、福祉向上に寄与することを目的とする。

（支給要件等）

第 2 条 この要綱による地区指導費の助成は、次のとおりとする。

- （1）協会の支部における総会の開催に対して、年 3 0, 0 0 0 円を助成する。ただし、役員のみによる総会は除く。
 - （2）視覚及び聴覚障害者組織における総会の開催に対して、年 2 0, 0 0 0 円を助成する。ただし、役員のみによる総会は除く。
 - （3）協会の分会における総会の開催に対して、会員 1 人あたり年 3 0 0 円を助成する。
- 2 前項の助成は、総会終了後代表者の請求（様式第 1 号）により助成するものとする。ただし、協会の役員が総会に出席する場合は、これを支出することができる。
- 3 第 1 項第 3 号の会員とは、助成金請求時における本会への会費納入者とする。

（提出書類）

第 3 条 助成の請求は、次の書類を添付しなければならない。

- （1）直近の事業報告書
 - （2）直近の決算書
 - （3）会員名簿（第 2 条第 1 項第 3 号に該当する場合）
- （その他）

第 4 条 協会の役員が、支部等の総会に、出席した場合の参加費等については、これを支出しない。

附則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 6 3 条に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号の規定にかかわらず、令和 2 年度及び同 3 年度において総会の目的である提案について、書面による議決の省略が行われた場合は、総会の開催があったものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号の規定にかかわらず、令和 4 年度において総会の目的である提案について、書面による議決の省略が行われた場合は、総会の開催があったものとみなす。

附則 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(一財)岐阜市身体障害者福祉協会会長様

申請者 支部名又は分会名
 代表者職
 氏 名

令和 年度 岐阜市身体障害者福祉協会地区指導費助成金請求書

岐阜市身体障害者福祉協会地区指導費の助成を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

1	申請する事業名	<input type="checkbox"/> 協会支部総会 <input type="checkbox"/> 視覚及び聴覚障害者組織における総会 <input type="checkbox"/> 協会分会総会						
2	助成金請求額	<input type="checkbox"/> 30,000円（協会支部総会） <input type="checkbox"/> 20,000円（視覚・聴覚障害者組織における総会） <input type="checkbox"/> 協会分会総会（会員1人あたり年300円を助成） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1人あたり</td> <td>会員数</td> <td>申請額</td> </tr> <tr> <td>300円</td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> </table>	1人あたり	会員数	申請額	300円	人	円
1人あたり	会員数	申請額						
300円	人	円						
3	総会開催日時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分						
4	総会開催場所							
5	添付書類	(1) 直近の事業報告書 (2) 直近の決算書 (3) 会員名簿（第2条第1項第3号に該当する場合）						

- ※ 1、2は、該当項目に☑してください。
- ※ 2の協会分会総会の助成金請求額の会員数は、5の（3）の会員名簿の会員数と一致すること。
- ※ 総会には、書面による総会は含めない。

7 金婚慶祝実施要綱

夫婦とも又は夫婦のうちいずれかが、身体障害者手帳を有しており、3年間以上岐阜市身体障害者福祉協会の会員になっている者で、次の一に該当する者を慶祝する。

- (1) 当該年の1月1日から12月31日までの期間内に、結婚後50年に達する夫婦とも生存である者。
 - (2) 結婚後50年に達していて、これまで慶祝の該当にならなかった夫婦で、会長が認めた者。
- ・ 該当者がいる場合は、7月25日までに、支部長に申請書を提出してください。

○ 一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会金婚慶祝実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、協会会員が結婚して50年の永きに亘り、障害を克服して夫婦が互いに助け合い、励まし合って健康に留意し健全な家庭を築き、協会の発展に寄与した努力と功績をたたえ、合わせて他の会員の励ましと模範になることを目的とする。

(金婚慶祝)

第2条 金婚慶祝該当者には、毎年開催される岐阜市身体障害者福祉大会において、慶祝記念品と表彰状を贈り慶祝を行うものとする。

(該当者の要件)

第3条 この要綱による金婚慶祝の該当者は、夫婦とも又は夫婦のうちいずれかが、身体障害者手帳を有しており、3年間以上一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会の会員になっている者で次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 当該年の1月1日から12月31日までの期間内に、結婚後50年に達する夫婦とも健全である者。
- (2) 結婚後50年に達していて、慶祝の該当にならなかった夫婦で、会長が認めた者

(申請)

第4条

- (1) 金婚慶祝の該当者は分会長に申し出て、分会長は支部長を通じて申請するものとする。
- (2) 支部長は、当該支部内該当者の金婚慶祝申請書（様式第1号）を取りまとめて、会長に提出するものとする。
- (3) 申請書の提出期限は、毎年度7月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第163条に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、岐阜市身体障害者福祉協会金婚慶祝実施要綱により慶祝を受けたものは、この要綱の規定により慶祝を受けたものとみなす。

金婚慶祝申請書

令和 年 月 日

一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会会長 様

第 支部 分会長

氏 名 印

下記のとおり、金婚慶祝を申請します。

		支部長 確認印		
住 所	〒 岐阜市			
結 婚 年 月 日	年 月 日			
氏 名	ふりがな		ふりがな	
	夫		妻	
手 帳 番 号	第 号		第 号	
障 害 名 (簡 略 に)				
等 級	級		級	
協 会 加 入 年 月	年 月		年 月	

8 表彰規程

岐阜市身体障害者福祉協会長表彰候補者について、表彰基準等に該当する会員がお見えになりましたら、別紙様式により候補者の推薦をする。

- (1) 表彰名 岐阜市身体障害者福祉大会表彰
- (2) 表彰区分
 - ① 自立更生（様式 3）
自助努力旺盛で自立精神顕著な者。
 - ② 更生援護功労（様式 3）
協会会員で、互助精神強く会員の援護活動活発な者及び協会事業活動に対して特に優秀で模範となる支部又は分会。

○ 一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会表彰規程

（趣旨）

第1条 身体障害者、婦人の会の会員及び支部又は分会（地区）で一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会（以下「協会」という。）の発展に尽力し、功績顕著な者又は団体に対し、協会会長がこれを表彰し又は感謝の意を表しようとするときは、この規程によるものとする。

（表彰、感謝の方法）

第2条 表彰、感謝は毎年開催される岐阜市身体障害者福祉大会でこれを行う。

第3条 表彰又は感謝は、会長名の表彰状、感謝状及び記念品を該当する者に贈呈してこれを行う。

（表彰及び感謝の対象）

第4条 表彰は次の各号に定める者を対象とする。

- (1) 協会会員で、自助努力旺盛で自立精神顕著な者又は互助精神強く会員の援護活動活発な者。
 - (2) 協会事業活動に対して特に優秀で模範となる支部又は分会。
- 2 感謝は協会の発展に積極的に活動し、その実績顕著なる者を対象とする。

（選考）

第5条 表彰者として該当する者を審査するには、会長及び副会長があたる。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第163条に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、岐阜市身体障害者福祉協会表彰規程により表彰及び感謝を受賞したものは、この規程の規定により表彰及び感謝を受賞したものとみなす。

(様式 3)

会長表彰者推薦書 (自立更生・更生援護)

↑どちらかに○印をつける

ふりがな		性別	男 女	生年 月日	大正 昭和 平成	年	月	日生
氏名								
住所	〒 - 岐阜市							
障害の状況	手帳交付番号 号		障害名 (簡略に)					
市長表彰の有無	・有 (年 月 日) ・無 (表彰種目)		団体長表彰の有無		・有 (年 月 日) ・無 (表彰種目)			
自立更生の内容又は更生援護の功績内容								

上記のとおり推薦いたします。

令和 年 月 日

(推薦者)

支部長 確認印	Ⓜ
------------	---

役職名

氏名 Ⓜ

記載要領

1, 「自立更生の内容」は、次の事項等について具体的に記載すること。

- (1) 更生のための動機及び更生のための熱意、努力の実例
- (2) 現在の状況及び将来の見込み
- (3) 更生に要した期間及びその経過
- (4) 本人の特性その他参考となるべき事項

2, 「更生援護の功績内容」は、次の事項等について具体的に記載すること。

- (1) 身体障害者の更生援護に対して関心をもつに至った動機とこれに関する本人の熱意及び努力の実例
- (2) 当該更生援護事業の種類、着手年月日、現在までの経過及び現在の状況とその実績
- (3) その他現在までに身体障害者の更生援護事業に尽くした功労が顕著に現れた事業等、参考となるべき事項

9 市協会運営に対する意見等

平成30年度開催の支部長会議において、「協会の運営について」の意見を多くいただき、今後検討する項目もありますが、今回、事務局の考えを示しますので、分会の運営の参考にしてください。

1 協会の運営についての意見		
	意見、要望等	事務局の考え方
1-1	<p>・トップと事務局で決定せず役員を増員して多くの知恵を結集し過去の独裁体制から支部長全員役員にして総力を挙げて改革しないと協会の先は見えてこないことをトップと事務局は認識すべきと思う。</p> <p>・協会の組織は、今の体制でよい。ガバナンスを徹底してほしい。</p>	<p>・協会の運営については、事業計画、予算を理事会・評議員会で決定し、支部長会議・分会長会議で説明し意見を聞いて運営しているところであるが、役員を増員しそれぞれに役割分担し責任をもって運営していただくのも1つの方法であると認識しています。</p>
1-2	<p>・体制のあり方に疑問。今の状態は肢体不自由者福祉協会である。なぜ視覚、聴覚の代表を構成メンバーから外したのか。本来なら増加している内部障害の代表も加えるべきである。また、他団体等から苦情不満を盛んに言われているが、執行部は、自覚しているのか？疑問に思える。</p>	<p>・他団体等からの苦情不満は聞いていないので、今後各団体に照会し対策を検討します。</p> <p>・市協会は身体障害者団体で視覚障害者123人、聴覚障害者113人、内部障害者382人も加入している。(H30.4現在)視覚・聴覚者で構成する団体もあるが、市協会は、障害の種類にとらわれず各分会で構成される団体の集まりであるので、他団体の方も当協会の分会として入会していただきたい。</p>
1-3	<p>・県と市で重複する事業は、県に任せて市で新しいことを考えて会員の福祉改善すること。毎年同じ事ばかり行わず会員の総意を計り意見を結集して改革していただきたい。</p> <p>・行事等について、会員のニーズに合っているのか疑問。なかよし運動会の役割分担を、身体状況を考慮すること。</p> <p>・行事について、これまで意見を聴取したがほとんど出てこなかった、大いに議論すべきである。</p> <p>・鶺鴒はこれまで多くの方が参加してきたが、川北・川南と隔年実施でどうか。</p>	<p>・県と市で重複する事業は、無いと認識しています。</p> <p>・会員研修旅行について、以前の分会長会議で非会員が多く参加し、障害に対する配慮どころかないがしろにしているとの意見があり、今回も同様な意見があったことは認識しています。</p> <p>・なかよし運動会や福祉大会などの市協会の行事は、これまで会員（役員）自身が自分たちの行事との認識から全てを行ってきたが、高齢となり参加型に推移してきています。今後開催が困難な行事は、縮小あるいは廃止も検討する必要があります。</p>
1-4	<p>・会員を増やせと言うばかりで、増やす方策が取られていない。手帳取得者名簿の提供交渉を市役所とするべきである。</p> <p>・会員に若い人が居ない。希望未来もないと思う。</p> <p>・もっと勧誘しろと言われるが、協会として言うだけで本人任せの丸投げで、責任逃れの感じがする。</p> <p>・障害者情報収集への取り組みが必要である。</p>	<p>・平成27年度の市身障者福祉大会において、「個人情報開示のあり方を検討すること」を決議し、岐阜市当局に申し入れたが、個人情報に関する法・条例等に照らし合わせると困難との回答を得て、平成28年度と同大会において「地域活動には積極的に参画し、自立促進と組織強化を図ろう」を決議し、会員それぞれが地域の中で障害者を見つけ出し会員増を図る活動を進めているところであるが、ほかに良い方法がないか他団体の状況も参考にしたい。</p>
1-5	<p>・もう、なかよし会だけでは、会を運営できる状況ではないし、会員が入会して良かったと思える物は何があるのか。思いつかない。</p> <p>・若い人の支援が考えられていない。若い人にアピールして、入会したいと思える物がない。</p>	<p>・市協会は、県協会・全国の障害者団体と連携し、税金・医療費の減免等身体障害者の福祉を自らの手で推進するための活動を行ってきた、その結果今では多くの制度が創設され障害者福祉も大きく改善されてきたが、それは現在の協会会員のみならず全ての障害者に</p>

1 協会の運営についての意見		
意見、要望等	事務局の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・途中参加なので、今までのことがよく分からない。老人会のような思いで参加している。 ・災害避難の対策に取り組む必要がある。 ・支援法への移行の際、協会が中心となり矛盾点について署名活動を行った。このようなことが協会活動の中心となればよい。 ・団体内部だけではなく、地域の PR 活動をするべきである。例えば社会貢献等アピールが全くされていない。 	<p>対する制度となっているため、会員だけのメリットとは言えないが、今後も継続して推進していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員は分会活動が中心となるよう各分会で創意工夫して活動を活発化してほしい。 ・災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方については、市避難行動要支援者名簿登録制度における適切な名簿作成や有効活動を促進する必要があると認識しています。 	
1-6	<ul style="list-style-type: none"> ・会長は多忙なので、支部長を離れて単独会長となるべきだ。また、幾らか報酬を出すべきだ。 ・県協会の一支部長として県会議等に参画している、支部長を離れると県協会の情報が届き難くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政からの委員等には正副会長・婦人会長を中心に依頼してきましたが、今後は、各支部長にもお願いしたい。 ・これまで役員等については無報酬であるが、他団体の状況を調査し報告したい。
1-7	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を一番理解していない団体に見える。障害理解が不十分。合理的配慮が余り感じない。自己評価では無く、相手が不快に思ったら配慮が出来ていない。今日、センターの障害者駐車場は三役で一杯である、車イス用に1台分は空けておく配慮もない。 ・市協会福祉大会で、ホールへの扉が閉まっていて、憤慨し帰ると言う車イスの方がいた。ホールの扉を開けておく配慮がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者向けに地面に設置されている点字ブロック、車椅子利用者にとってみでは、道が凸凹することになり大変危なかったりします。一方で良かれと思ったバリアフリーでも、もう一方では難儀の元になったりするのです。あちらを立てればこちらが立たず、というような状態が放置されてしまっています。また、健常者側からの「思いやり」も大事ですが、それに期待するだけではなく、障害者側からの発信も必要です、障害者が自らの障害を理解し、自分は、障害があっても物理的に〇〇が出来ないから、こういうことをやってほしい、こういうモノがほしいなど社会的障害を取り除く方法を相手に発信することが必要であると考えます。
1-8	<ul style="list-style-type: none"> ・今の社会・福祉の動向が理解できているとは思えない。 ・現状分析して対策を打ち出すこと。 ・福祉の勉強して自分たちの意識改革をすることが必要。 ・全体的に現状認識が甘いと感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の本格的な障害者に対する対策は戦後日本国憲法に福祉が位置付けられ始まりました。障害者自身、そして家族や関係者を含む多くの先人による、さまざまな運動や取り組みの積み重ねにより現在の障害者施策があります。今後も、会員・その家族から、さまざまな問題点・疑問点を提起していただき、身体障害者の福祉の増進につなげてまいります。

2 支部・分会の運営についての意見		
意見、要望等	事務局の考え方	
2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・分会長・班長の動きが悪い、動きを良くするため予算を付けること。 ・過去のいきさつにとらわれ各支部間の財政に格差がみられる、自販機について、いま一度見直すとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安定財源の自販機収入はありますが、基本財源である会費 100 円/人の状況では、各支部・分会助成も増額できない状況です。 ・自販機収入の有無による財政格差を生じていることは認識しています。 <p>自販機全てを協会が管理し、会員数に応じ分配することにより財政格差の是正ができますが、支部・分会等で管理する方たちの了承が必要であり、2回支部長会議で協議をしましたが合意に至っていません。</p>

2 支部・分会の運営についての意見		
	意見、要望等	事務局の考え方
2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・市協会は、分会を疲弊させている。本来は、分会活動の充実が基本。それがなければ、上部組織は、成り立たない。上意下達だけでは組織は、動かない。 ・支部、校区の中に口を出しすぎる。そのため、役員が怒り、やめると言い出したり、市協会には、協力しないと言う人も出てきて苦勞している。 ・支部の運営は、最終的に支部長に任されているので口出しはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分会活動が基本と承知しているが、分会活動が休止している分会もあり苦慮しています。 ・協会行事や身障だよりなど協会から情報発信しても、届いていないと会員から苦情の連絡があったりします、支部長・分会長の名ばかりで職務を果たされていない支部長・分会長は、責任をもって職務を遂行していただきたい。
2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・県協会のあり方検討委員会でも指摘されているように、今後、岐阜市は「岐阜支部」として考えていくことも視野に入れて考えていかなければならない。 ・この会議でもそうだが、遅刻・欠席者が岐阜市の場合目立つ、したがって岐阜 B ブロックから度々非難される。最低限代理を出すことを守ってほしい。 ・岐阜支部にする、何を考えているのだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県協会の岐阜〇支部は、市協会の第〇支部と組織構成は同じでも、支部長の職務は異なります。県協会の岐阜〇支部長は、県協会の1つの団体の責任者です。しかし、これまでその職務が果たされていないため、他地区から岐阜支部への意見も出てきていますので、支部長として地域の代表としての職務を遂行していただきたい。 なお、市協会は県協会の組織には属していません。岐阜市内9支部が岐阜 A ブロックとしてブロック長が9支部をまとめています。
2-4	<ul style="list-style-type: none"> ・役員が辞めると、周りの会員も退会する傾向がある。 ・意義を感じないのでやめたい。 ・会員の中に、後の役員となる人がいない、若い人がいない。 ・地区役員が辞めると、その周りの会員もやめた、理由がわからない。 ・会員が退会する理由を把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市協会はこれまで多くの先人による、さまざまな運動や取り組みの積み重ねにより現在の障害者施策があります。福祉サービス費用の応分負担、福祉年金の支給開始、障害者雇用促進、医療費の自己負担解消、建物のバリアフリー化の促進など法整備が実現し、今はソフト面つまり心のバリアフリーを推進している国内状況で障害者は生活し、さらに各分会等の役員の高齢化による弊害も発生しています。 また、これまでの自助・共助・公助の三助の精神のうち、助け合いの心つまり共助の精神が薄くなっており、直ぐには解決できる問題ではないと考えます。
2-5	<ul style="list-style-type: none"> ・分会活動を充実させたい。 ・支部で活動しているので、分会活動は必要としない。 ・なかよし運動会を中心に活動している。 ・支部・分会活動には、それぞれの活動に長い歴史があり、各自治会・社協等のからみもあり一度に代われませんが、視野を広め、良いと思う支部・分会の活動を取り入れていけばよい。その為に各支部・分会がどんな活動をしているのか可視化できるようにしておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会の活性化は、分会活動が基本でありますので魅力ある分会活動を行っていただきたい。 分会ではできないことを支部で、支部ではできないことを市協会で、市協会でできないことを県協会でというように、補完の法則に添いそれぞれの組織単位で活動をお願いします。

10 よくある質問

質 問	回 答
Q1 青壮年部の構成は？	分会会員の18歳から59歳までの青壮年で構成しています。
Q2 婦人部の構成は？	分会内に居住する、婦人会員、身体障害者の妻及び母親並びに姉妹で構成しています。
Q3 この会の会員となる資格は？	身体障害者手帳所持者、身体障害者の妻、身体障害者の母親、身体障害者の姉妹及び分会長が分会の活動において適当と認める者。
Q4 会員に配布する定期発行物の時期は？	市協会が毎年発行する機関誌等は、おおよそ次の時期です。 <ul style="list-style-type: none"> ・市協会 機関誌「身障だより」 [3月31日、11月30日] ・ " 「福祉援護のしおり」 [5月31日] ・センター「たびだち」 [7月1日、11月1日、3月1日] ※ このほかに、県協会発行の、「希望」[4月、1月]、「援護のしおり」[4月]の配布もあります。また、行事参加案内（会員研修旅行、福祉大会、鶴飼を見る会、運動会）も行事に合わせてあります。
Q5 会員になるメリットは？	現在の障害福祉は、先人会員達の活動によるものが多くあります。しかし、それらの福祉施策は、協会会員だけでなく身体障害者手帳を所持する者に付与されています。 今、社会・生活環境が変化し、少子高齢化社会や災害等で障害者の悩みは増えるばかりです。皆様の周りを見回してください、さまざまな生活スタイルの人が、それぞれの価値観をもって暮らしていることに気づくと思います。地域でのふれあいの機会が少なくなり、地域の活動や人と人とのつながりに無関心で又無関心を装う人がいるのも事実です。助け合いの心が失いかけている今、障害福祉の向上に、各自がばらばらに行動しては、大きな効果は期待できません。会員が力を合わせ、組織的に活動することで最大の効果を得ることができます。 組織的に行動できることが最大のメリットです。 そのため、まず分会活動を活性化してください。
Q6 分会総会案内など、枚数の多い資料は、事務局で印刷できますか？	1枚につき20枚程度の印刷は、事務局のコピー機で、20枚以上は、センターの印刷機をお借りして印刷してください。（用紙は事務局で用意します。）なお、費用は頂きませんが、各自で印刷をお願いします。
Q7 一般財団法人とは？	一般財団法人については、設立の登記をすることによって成立しますが、法人運営において一般財団法人法に抵触しない厳格な運営が求められます。反面、社会的信頼性が向上し、法人自体の名義で銀行口座の開設や不動産などの財産の登記が可能になります又対外的な権利義務関係が明確になり、私法上の取引主体としての地位が確保され、法人と取引関係に立つ第三者の保護を図ることができます。

■あしがき

私たち障害者も孤立することなく、多くの人とのつながりを持ち「地域で、安心して暮らせるための社会」の実現を、当事者として活動していかなければなりません。

また、自分でできることは自分で、個人ではできないことは地域で、地域でできないことは公共でという「自助、共助、公助」の考えに立ち、個人、家族、町内会、分会、市協会、県協会、日身連、行政それぞれの特性を生かした役割分担し、障害者にやさしい社会を目指しています。

現在、日々の暮らしの中で様々な問題を話し合い、協力して地域の課題などを住民自らの手で解決を図り、安心して暮らせるための社会づくりを進めていくことが求められています。

障害がある者にとって、高度経済成長期には、人々の生活が向上していく中で障害者を取り残されていく危機感から、障害者団体が連携し、国を動かし障害福祉の向上に取り組んでまいりました。

しかし、バブル期、さらに現在の新型コロナウイルス感染拡大が懸念されるとき、失われかけてきた近所のお付き合い、核家族化による家族間の疎遠など、自分さえよければよいという相互扶助の意識が薄れ、なんでもお金で解決しようとする社会、効率性・経済性を求める社会など、そして障害者を軽んずる風潮が生まれようとしています。

こうした社会情勢を変えるためには、障害者自身が活動しなければなりません。

しかし、個人の力だけでは解決できない課題が多くあることから分会活動が必要となってきます。

今回作成した「分会運営ガイドブック」を、分会活動の手引書としていただくとともに、役員の引き継ぎの際の資料として、活用していただければと願っています。

令和3年11月

一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会事務局

〒500-8309 岐阜市都通2丁目2番地

(岐阜市民福祉活動センター1階)

TEL&FAX; 058(252)6691

E-mail; gifushi-shinsyou@wind.ocn.ne.jp

HomePage: <http://gifushi-shinsyou.main.jp>

HPQR コード→

